

平成30年10月19日

各 部 局 等 の 長 様

総 務 部 長

平成31年度予算編成方針について

次のとおり平成31年度予算の編成方針を示すので、各部署においては、編成方針に留意の上、十分議論を尽くし予算編成に臨むよう、ここに通知する。

1 国の動向及び地方財政

国の平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、幼児教育の無償化、待機児童の解消等の人づくり革命の実現に向けた取組や、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしている。

また、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせ、歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。さらに、ICTやAI等を活用した業務改革、情報システムのクラウド化など地方行政サービス改革の推進、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、財政状況の「見える化」、公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントの強化などの方針が示されている。

今後、平成31年10月1日における消費税率の引上げによる需要変動の平準化に万全を期すとしていることから、新たな施策の展開も予想されるため、国の動向を十分注視する必要がある。

2 本市の財政状況と収支見通し

本市の財政状況は、平成29年度普通会計決算で、実質収支が約1億1,700万円の黒字であったが、実質収支の規模は年々減少している。

歳出では扶助費、物件費、積立金、繰出金などが減少したものの、人件費、補助費等、普通建設事業費などが増加した。歳入の根幹である市税は依然として減少を続け、歳入の約4割を占める普通交付税も合併特例加算の縮減により減少している。

平成29年6月に見直しした「第2次江田島市財政計画（平成27年度～31年度）」では、計画期間中の財源不足の拡大が見込まれていた。平成29年度決算の反映、「合併特例債」の発行期限の再延長による、事業実施時期の見直し等に伴い、財源不足額の改善も見込まれたが、7月の豪雨災害に伴う災害復旧費が多大な費用と期間を要するなど、新たな要因により、今後の収支見通しは、これまで同様、財源不足が生じる見込みである。

これらの財源不足に対し、財政調整基金の取崩しによる財源調整を見込んでいるが、不足する財源を基金の取り崩しに依存する財政運営が続くと、長期的には財政調整基金も枯渇し、自治体としての存続が危ぶまれることとなる。

市税などの自主財源が少なく、地方交付税や国・県支出金などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造の本市では、限られた財源をいかに有効に活用するかが常に問われている。多様化する市民ニーズに柔軟に対応するためにも、創意工夫による財源の確保と着実な行財政改革による歳出削減などメリハリのある予算編成を進める必要がある。

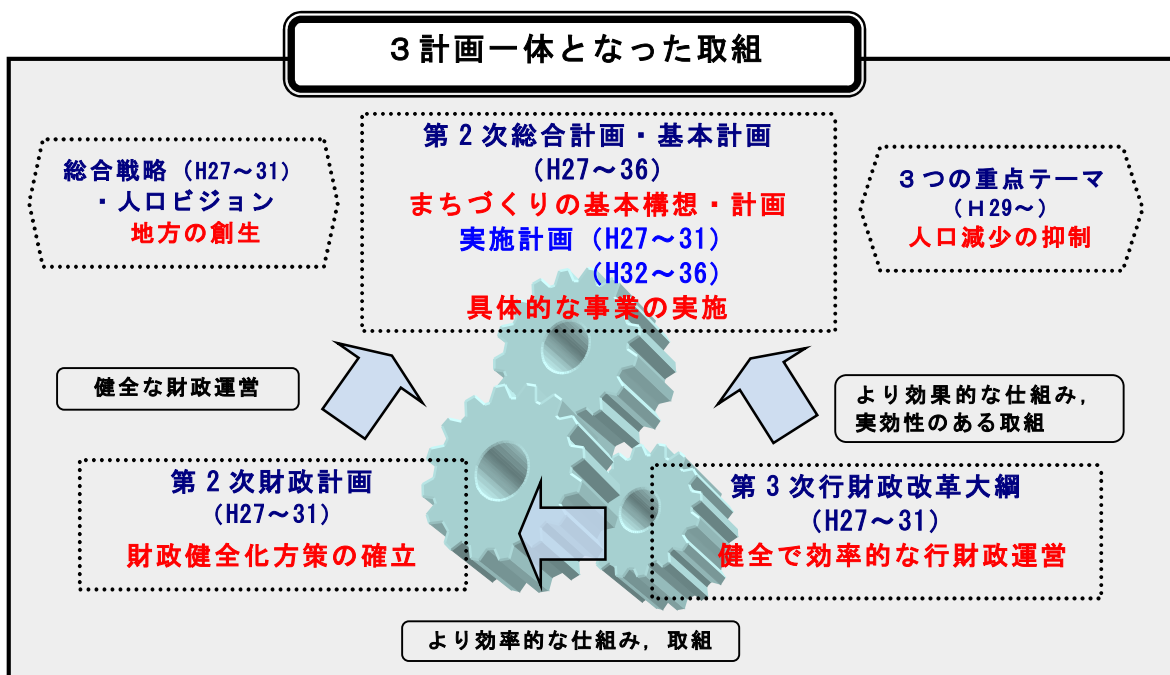
3 予算編成方針

平成31年度の予算編成は、財政計画の収支見通しで見込まれる、厳しい財政状況を踏まえ、各部局において、これまで以上に事業の点検、検証を十分に行い、前例にとらわれることなく、創意工夫による主体的な運営やマネジメントの強化、市民の視点に立って最も効率的かつ効果的な事業に重点化するなど、市民本位の質の高い行政の実現に資する予算を編成するものとする。

7月豪雨災害の早期復旧を実施するとともに、日頃の業務においても、防災・減災意識を反映させた事業に取り組むこと。

また、本市の最も重視すべき課題である人口減少の抑制に向け、3つの重点テーマによるチャレンジ事業、将来への投資となる「第2次江田島市総合計画」に掲げる事業、及び「総合戦略」に掲げる、本市独自のまち・ひと・しごとの魅力づくりに取り組む「地方創生」事業を実施する。

そのためにも、「第3次行財政改革大綱」や「第2次財政計画」における財政健全化方策など、財政健全化のバランスを取りながら、3計画一体となった取組を着実に推進する。



(1) 職員の意識改革

地方創生の時代において、各地方公共団体が知恵を絞ってアイデアを競う中、新たな取組と財源の確保が本市の生き残りの“カギ”となる。

このため、職員一人ひとりが「市民が必要とし、求めているサービスを提供する」すなわち「市民満足度を高めていく」という視点に立ち、創意工夫と柔軟な発想により、真に必要な事業を効率よく実施していくこと。

また、市財政の厳しい状況を認識し、それぞれの所管事業の現状と課題を明確にし、改善を図るために何が必要か、自らが考え、自ら実行すること。

市民の皆様から「市の職員が市民の宝」と言われるよう、意識改革を念頭に置く必要がある。このことが、市民の信頼を得ることに繋がり、将来の安定した行政サービスの提供、未来の「ふるさと江田島」の創生に繋がるものである。

ア 前例踏襲の排除

長期にわたり措置されている事業や経常的な経費については、所期の効果（成果）が上がっているか、効率的か、なぜ成果が上がらないかなどを十分検証し、効果が薄いものについては、前例にとらわれることなく、思い切って見直し・廃止をすること。

イ 類似事業の重複排除

各部局の類似事業については、部局の垣根を超えて、内容を十分調整し、統廃合すること。

ウ 固定化等の是正

事業の委託先や実施主体が固定化していないか、助成制度や補助金制度が硬直化していないか、委託先や実施主体の必然性及び制度の必要性などを検証すること。

エ 社会の変化を踏まえた事業の見直し

日々の変化を敏感に感じ取り、その時々々の市民ニーズや社会ニーズに合わせ、既存事業の変更や廃止、又は新たな事業の仕組みづくりなどを柔軟な発想により検討すること。

(2) 災害復旧事業の早期実施と防災・減災への取組み

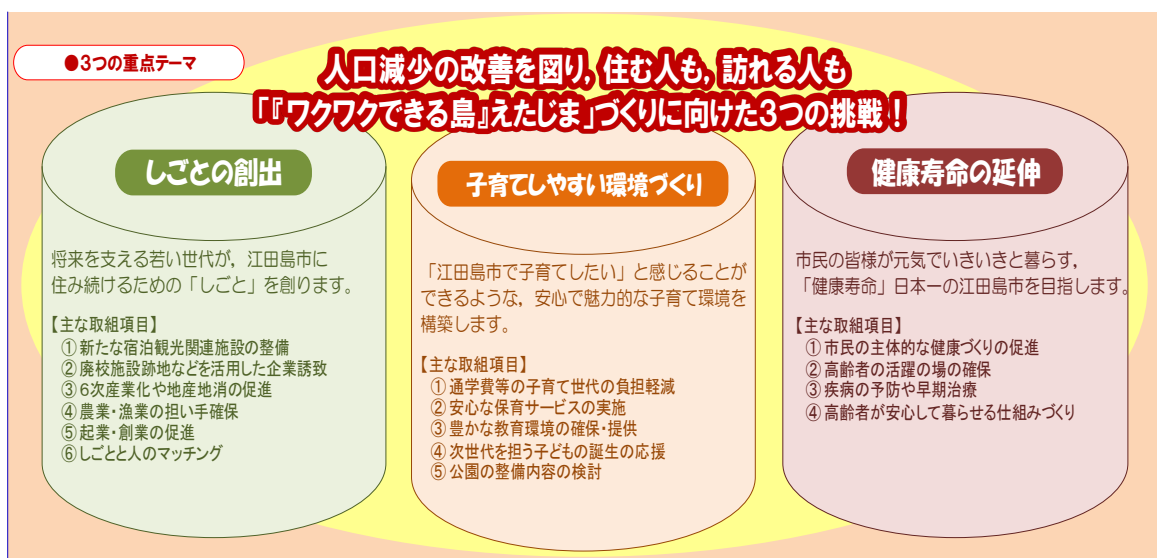
平成30年7月豪雨の災害復旧には、多大な費用と期間を要することから、早期の復旧に向け、計画的に取り組むこと。

また、通常の事業においても、防災・減災の意識をもって取組みに努めること。

(3) 3つの重点テーマによるチャレンジの継続

平成29年度から取り組んできた、3つの重点テーマによるチャレンジは、平成31年度も継続して実施する。これまでの取組・効果を検証し、予算編成に反映させること。

■ 3つの重点テーマ



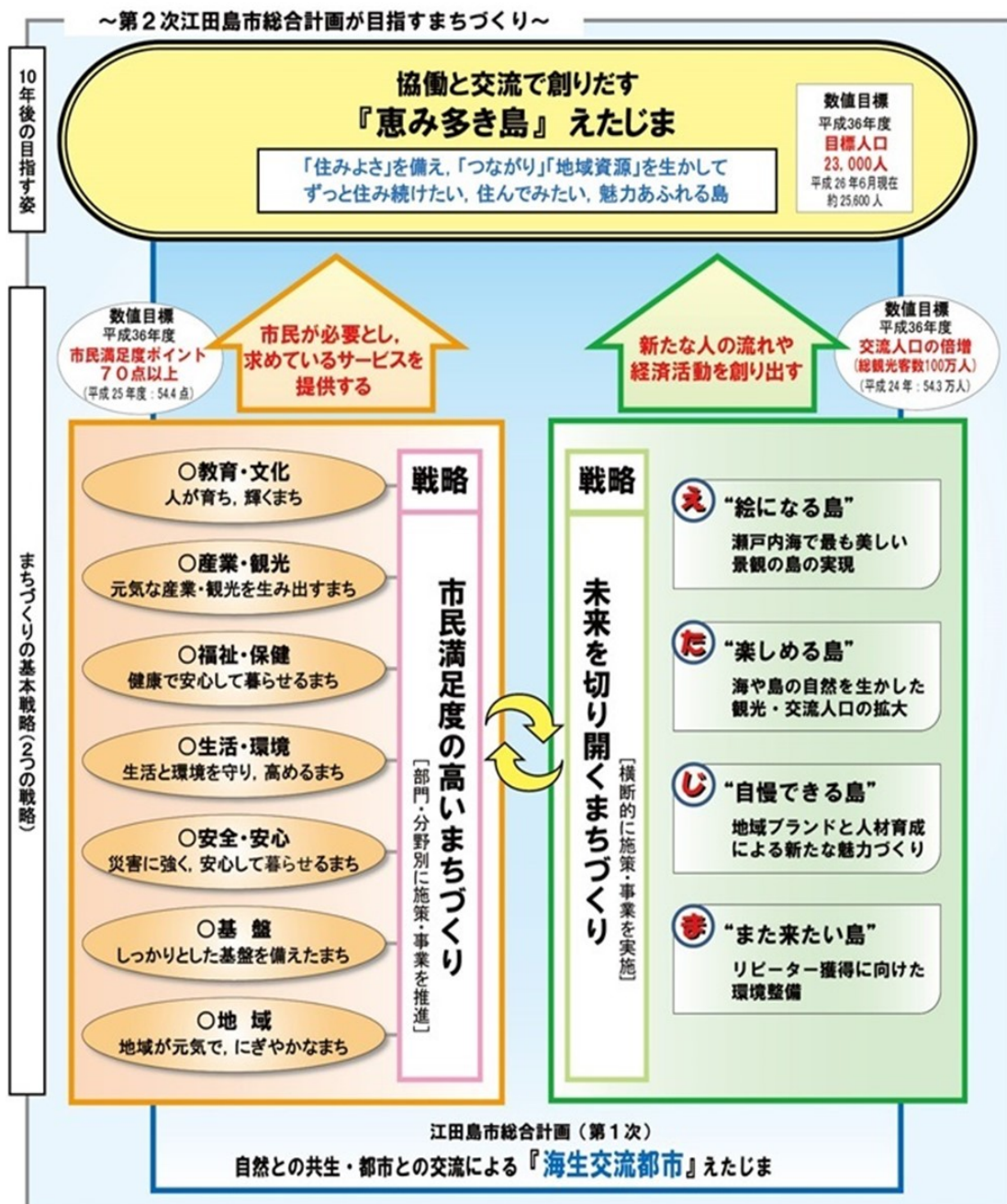
(4) 総合計画・実施計画の着実な実行・実現

「第2次江田島市総合計画」で描く「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向けた2つの戦略（「市民満足度の高いまちづくり」、「未来を切り開くまちづくり」）を着実に実行すること。

平成31年度は総合計画前期の最終年度であり、計画後期に向け、実施計画に位置付けられている事業の進捗状況を確認し、予算編成すること。横断的に施策・事業を展開する場合には、関係部局で十分協議すること。

また、市民満足度調査の結果について、重要度・満足度の増減要因の分析・検証に基づいた事業を展開すること。

■ 第2次総合計画～2つの戦略の展開～



(5) 地方創生の推進

平成27年度に策定した「総合戦略」,「人口ビジョン」における「基本姿勢」及び「目指すべき将来の方向」を十分に踏まえ、『縁』を共通テーマとした「重点プロジェクト」に資する事業を実施すること。

特に,「総合戦略」については,本市における人口減少と地域経済縮小の克服,まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指したものである。市民に直結した施策・事業を展開し,「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」など本市の「地方創生」に繋がる事業に重点化すること。

人口ビジョン

- 基本姿勢1 現在を支える世代の定住を図る。
- 基本姿勢2 次代を担う子どもを増やす。

■目指すべき将来の方向

- ①地域で暮らすためのしごとをつくる
～若者が魅力を感じるしごとづくり～
- ②交流人口の増加を図り,江田島市との「縁」を有する人を増やす
～ひとの流れづくり～
- ③子どもが生まれ,育つ江田島市づくりを進める
～結婚・出産・子育ての環境づくり～
- ④市民満足度が高く,時代に即した「住み続けたいまち」をつくる
～地域づくり～



総合戦略

人口ビジョンに示す「基本姿勢」及び「目指すべき将来の方向」を踏まえた重点プロジェクト

重点プロジェクト～『縁』による地方創生プロジェクト

交流促進による縁づくり

縁のある人の定着促進

次代への縁の承継

まち・ひと・しごと創生本部会議及びまち・ひと・しごと創生有識者会議での議論や意見を踏まえ,人口減少,地域経済縮小の克服を図るとともに,本市ならではの,まちづくり,ひとづくり,しごとづくりの施策を積極的に検討・実施すること。

なお,事業実施に当たっては,地方創生推進交付金などの国の財政支援措置の活用を検討すること。

(6) 財政計画の堅持

普通交付税の合併特例加算の縮減が進み、一般財源が減少する中において、財政健全化は喫緊の課題である。人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続き、自主財源の比率が低い財政構造の劇的な変化や改善は見込めない状況であり、今後もより一層の財政規律が求められる。

本市が将来にわたって持続していくためには、**職員一人ひとりが現状や将来の財政状況を十分認識し、中長期的な視点を持って、**限られた財源の中で、収支バランスのとれた財政運営の必要がある。

特に、平成29年度に見直した収支見通しで認識された財源不足の拡大という厳しい状況の中、事業の着実な実行と財政健全化の両立に向けた予算編成のためには、これまで以上に、収納率の向上や未利用財産の処分・活用などによる財源確保策の取組、事務事業の見直しによる経常経費等の大幅な削減、投資的経費の優先順位付け、進捗調整、実施規模の検討・見直しなどを徹底すること。

■第2次財政計画の基本的な考え方（H27～H31）

(歳入)

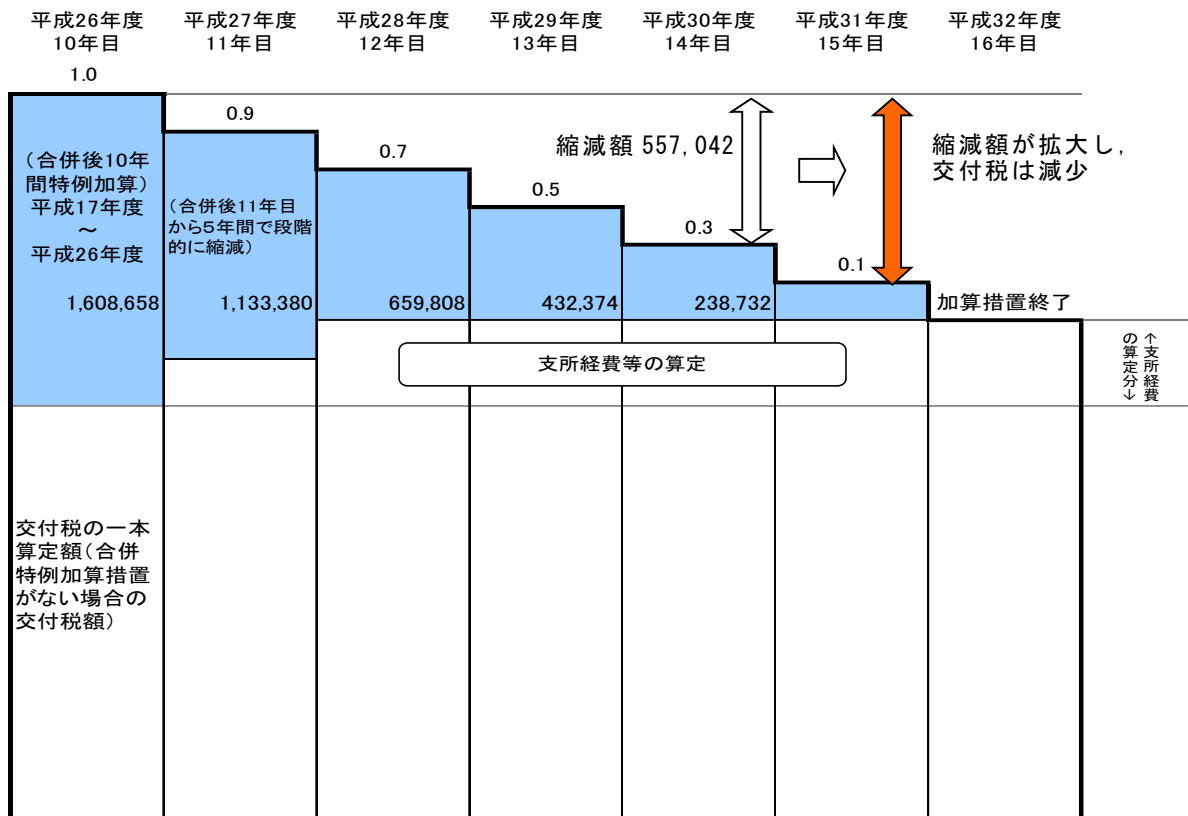
区 分	内 容
自主財源の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少や地価の下落により歳入の根幹である市税の収入が減少している中、現年度課税分の収納率の向上と滞納繰越分の収入確保のため、より一層の収納体制の強化を図る。 ・未利用財産等については、個々の財産の状況に応じた対応策を検討し、年間を通じたホームページへの掲載や市広報紙によるPR、有償貸付又は無償貸付による活用、売却など積極的な処分に努める。 ・新たな運用による基金の運用収益の最大化を図る。 ・本市の魅力を積極的にPRできる「ふるさと納税制度」を活用する。
普通交付税の合併特例加算縮減に伴う影響額の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税の合併特例加算の縮減が平成27年度から始まった。さらに、合併後の市町村の姿に対応した普通交付税の算定見直しが行われていることから、その動向を注視し、的確に反映する。
市債の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業が実施される中、プライマリーバランスに留意しつつ、合併特例債や過疎対策事業債など、後年において普通交付税算入のある有利な市債を活用する。
国・県補助金等の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の施策、制度改正などの動向を注視するとともに、国や県の補助メニューはもとより、財団法人や民間が行う助成事業の活用など、広く情報収集を行い、本市の事業に活用できるものについて、積極的に活用する。

(歳出)

区 分	内 容
「第2次総合計画」「第3次行財政改革大綱」との整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次総合計画」に盛り込んだ事業のうち、特に投資的経費（普通建設事業費）については、計画的に配分し、収支バランスの均衡を図る。また、事業が具体化したものを追加する。 「第3次行財政改革」に掲げる「選択と集中」による効率的な行財政運営や組織体制の構築、職員の意識改革や資質向上など事務改善に取り組む。
公共施設等の総合的な管理	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設等総合管理計画」に基づき、市有財産の総合的かつ計画的な管理と、財政負担の軽減・平準化や財産の適正な配置の実現を目指し、トータルの経費を節減する。
事務事業評価の実施による見直し	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価におけるPDCAサイクルにより、評価・点検を行い、評価・点検を踏まえた事業の見直しや課題などを検討し、効率的な事務事業へと改善を図る。
民間委託の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価により費用対効果を検証し、包括的民間委託や指定管理などアウトソーシングの積極的な活用による経費縮減を図る。

【参考】普通交付税の合併特例加算の縮減イメージ

(単位：千円)



図内の金額は、合併特例加算の額。

※今後も、市町村の姿の変化に対応した交付税算定(見直し)が行われる予定。

平成27年度から始まった普通交付税の合併特例加算の縮減は、平成30年度には、算定の基礎となる基準財政需要額が約5億5,700万円の縮減となった。

(7) 行財政改革の推進

第3次行財政改革大綱に基づき、効果的で実効性のある取組を実施すること。

■ 第3次行財政改革大綱の基本取組項目

- 基礎自治体としての体制整備
- 「選択と集中」による事務・事業の重点化
- 民間活力や住民パワーの活用
- 組織及び財政のスリム化

事務事業評価における PDCA サイクルの [Check (事後評価)], [Action (今後の方向性と改善提案)], 決算における「主要施策の成果報告書」の [成果], [今後の課題] をはじめ、各部局においては、実施事業に対する検証・評価を行っている。

これらの検証・評価で認識した成果や課題に対し、より実効性のある取組を検討し、事業の見直し・廃止・拡充など、スクラップアンドビルドによるメリハリのある予算として反映させること。

なお、検討に当たっては、客観的なデータに基づく分析等を必ず行うこと。

(8) 公共施設等のマネジメント

高度経済成長期に整備した公共施設やインフラ資産の多くが耐用年数を迎え、今後、施設の建替や維持補修に多額の財政負担が見込まれる。

平成29年度に、施設の集約や統廃合、長寿命化等の方針を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定した。公共施設等の所管課においては、この計画の趣旨や「公共施設のあり方に関する基本方針（平成26年12月策定）」を踏まえ、公共施設等の最適な配置、建替、改修、廃止等施設のあり方、更新費用や維持管理経費などの財政負担の軽減・平準化など、中長期的な施設のマネジメントを検討した個別計画を整理すること。

(9) 市民の声・現場の声の的確な把握と協働のまちづくりの推進

市民からの要望・提言等に基づいたそれぞれの地域における懸案事項や市民生活に密着する事業については、的確に把握し、緊急性・重要性などを勘案しながら、事業内容の精査及び優先順位付けを行い、効率的かつ効果的な事業実施の手法を検討すること。

また、行政主導のまちづくりでは、地域の特性を生かしきれない部分がある。個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進する上で、市民や各種団体、企業、NPO法人などとの協働が不可欠であるため、情報の共有と対話による相互理解を深め、市民と行政が共通の認識に立った取組を推進す

ること。

協働のまちづくりに資する事業に対しては、「地域振興基金」の運用益を重点的に充てるなど、更なる地域の活性化に繋がる施策・事業の実施について、十分検討すること。

なお、総合計画の市民満足度調査について、各部局においては、調査結果の要因分析を十分に行い、取り組むべき対応を予算に反映すること。

4 予算要求基準

編成方針に基づき、次に掲げる要求基準に沿った予算要求を行うこと。

なお、新規事業、普通建設事業費などを除く、いわゆる経常的な経費は、平成30年度当初予算額以下を基本とし、一般財源で△5%を目標とする。

【歳入に関する事項】

法令などの根拠及び積算の基礎を明確にし、対象・数量及び補助率等を十分に精査し、過大見積もりとならないよう適正な財源確保に努めること。

毎年度経常的に収入されるものについては、漏れのないよう計上すること。

区 分	平成31年度当初要求基準
市 税 等 (国民健康保険 税等を含む)	歳入の根幹であり、今後の制度(税制)改正や地域経済の動向などを分析し、的確な額を見積もること。
滞 納 対 策	また、課税客体の的確な捕捉により、財源確保に努めること。 住宅使用料、学校給食費、住宅新築資金等貸付金等については、滞納者に対する債権回収を強化し、収入額の確保に努めること。 担当課と税務課が連携し、収納体制を強化するとともに、 <u>収納推進目標額を設定するなど、収納率向上への取組を徹底すること。</u> また、滞納処分の執行を強化し、未収金の確保に努めること。
分担金・負担金	事業の性格、受益の度合い、負担能力を十分検討し、的確な額を見積もること。
使用料・手数料	「使用料・手数料見直しの基本方針(平成21年11月策定)」の基本的な考え方を踏まえ、公平性の確保と受益者負担の適正化及び施設の維持管理費用、各種業務に係るコストなどを考慮しつつ、的確な額を見積もること。
財 産 収 入	「未利用財産利活用基本方針(平成23年10月策定)」の基本的な考え方を踏まえ、遊休資産の積極的な売却、貸付等による有効活用を具体化し、財源の確保に努めること。
国・県補助金	制度改正及び国・県の予算編成の動向を十分注視し、的確な要求に努めること。 補助対象外分の実質的な地方負担や、将来的な補助の削減など後年度負担が与える影響についても考慮すること。 <u>期間限定の補助事業で、補助率が10/10など高い場合でも、後年度に市単独事業で事業を継続する場合の財政負担を考慮した上で、事業化を検討すること。</u>

市債	<p>市債充当は財政課で予定している。事業内容や特定財源の有無等を確認するので、資料を整理すること。</p> <p>市債の発行は、公債費の増加による後年度の財政負担となることから、財政課では合併特例債や過疎対策事業債などの交付税措置の高いもの以外の建設事業債の発行を極力抑制する方針である。</p> <p>過疎対策事業債は、「ソフト事業」も認められているが、過疎計画に掲げた事業について、その活用を十分検討すること。</p>
その他	<p>財団法人や民間が行う助成事業など、広く情報収集に努め、積極的に活用すること。</p>

【歳出に関する事項】

厳しい財政状況を認識した上で、事業の必要性、優先性、効率性、有効性などを十分検証し、客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

区分	平成31年度当初要求基準
人件費 (市嘱託員設置要綱に規定する者)	<p>恒常的に雇用される嘱託職員については、適正な配置など、見直しを含めて十分検討すること。なお、新規・更新・増員・雇用形態変更の事由を問わず、「嘱託職員・臨時職員要求協議書」により、協議した上で要求すること。総務課と調整した上で、最終査定する。</p>
人件費 (報酬、給料、時間外勤務手当等)	<p>期末・勤勉手当の次に大きな割合を占める時間外勤務手当の縮減に向け、今後もノー残業デーの徹底と、管理職による適切な勤務時間の管理・指導に努めること。(仕事はチームでするものである。管理職は一人だけに時間外勤務や休日勤務を命じることがないように心掛けること。)</p> <p>なお、時間外勤務手当は、<u>前年度決算額の範囲内</u>とし、追加は原則認めないので留意すること。</p> <p>各種委員については、前例にとらわれず、報酬額・人数等の積極的な見直しを行うこと。また、委員会等の開催数については、会議等の開催状況を把握した上で積算すること。</p>
扶助費	<p>過去の決算状況や社会・経済情勢を分析・検証し、単価や対象者数などの積算根拠を十分精査すること。</p> <p>また、制度改正等の影響を受けやすいことから、情報の収集に努め、過大な見積もりのないよう努めること。</p>
物件費	<p>(賃金)</p> <p>恒常的に雇用される臨時職員については、適正な配置など、事業の見直しを含めて十分検討すること。なお、嘱託職員と同様に、「嘱託職員・臨時職員要求協議書」により、協議した上で要求すること。総務課と調整した上で、最終査定する。</p> <p>(旅費)</p> <p>出張内容を精査し、必要性の薄い出張は廃止すること。要求時には出張内容を明示すること。同じ出張先には2人までとする。県外出張については、研修・検査等に伴うものを除き、原則認めない(儀礼的な全国大会など)。また、要求時に箇所付けがないなど、明確な算出根拠がない場合は、ゼロ査定とするので、留意のこと。</p>

	<p><u>なお、専門的知識の習得、課題解決に向けての研修旅費等は、積極的に要求すること。（その際は、研修目的等を説明できるようにすること。）</u></p> <p>（需用費等） 消耗品費や燃料費、通信運搬費等については、補助事業の事務費を活用し、部課を超えた横のつながりにより単市での持ち出しを極力抑制すること。</p> <p>（委託料） 法令で定められているものを除き、真に必要な委託のみを要求すること。委託先についても、十分検討すること。ただし住民サービスの低下に繋がらないよう留意すること。</p>
維持補修費	<p>公共施設マネジメントにより、<u>所管施設ごとの維持補修計画</u>を立てた上で、緊急度の高い事業から要求を行うこと（箇所付けなしの費用は、過去の実績を基に的確に見込むこと）。</p> <p>なお、改修工事や機器等の買換えが効果的な場合もあるため、総合的な視点から検討すること。</p> <p>今後集約・廃止等が予定されている施設等は、緊急度の高いものを除き、凍結すること。</p>
補助費等	<p>各種団体補助金については、団体の事業内容・財務内容等を十分分析し、メリハリを持って見直し、要求すること。</p> <p>事業内容、金額等の根拠資料（決算書、事業実績報告書等）を整理した「補助金調書」を提出すること。</p> <p>各種イベント補助金についても上記と同様とし、補助金のみならず、事業全体に係る経費（人件費や物件費など）を整理した上で、費用対効果の薄い事業は思い切って廃止すること。</p>
普通建設事業費	<p>総合計画・実施計画に基づいて要求すること。要求に当たっては、<u>「緊急性の高い事業」、「より公共性の高い事業」など優先順位を付けて絞り込むとともに、進度調整、事業規模の見直し、効果的な施工方法などの検討を行うこと。</u></p> <p>合併特例債の発行期限が平成31年度から5年間再延長されることとなったので、合併特例債を活用できる事業については、実施計画の見直し等により事業費の平準化に留意すること。</p> <p><u>適切な工期を確保する観点から、原則、前年度に実施設計を、翌年度に工事施工を計画するよう留意のこと。</u></p> <p>なお、維持管理的な工事費は、通年規模を基本とすること。</p>
繰出金	<p>法令等による負担割合や繰出基準の適正な算定を行うこと。</p> <p>基準外の繰出しについては、収入の確保と経費の削減に努め、繰出金の抑制に努めること。</p>

（1）新規・拡充事業

別途実施している、「新規・重点事業ヒアリング」に提出した事業を原則とする。

ただし、各分野における課題の解決に向け、新規・拡充事業を実施する場合は、「新規・重点事業ヒアリング」に提出していない事業について

も、予算要求を妨げるものではない。特に、まち・ひと・しごと創生関連や3つの重点テーマに関連する事業、これまでと視点を変えた新たな取組など、積極的に提出すること。

限られた財源の有効活用の観点から、既存事業の廃止・見直しによる一般財源の確保、財団法人などの助成金等の申請、受益者負担による新たな財源の活用に努めること。その際には、事業の廃止・見直しに係る財政効果額を示すこと。

(2) 決算・執行状況を反映した予算編成

前年度当初予算額との比較にとどまらず、平成29年度決算額及び平成30年度決算見込額も反映させ、予算計上漏れや必要不可欠な経費の把握に努め、厳正な予算要求を行うこと。

なお、毎年度、最終補正時の減額や決算時に多額の不用額が生じている。その大半は経費削減や入札残によるものであるが、平成29年度においても、事業の不執行や過大な見積もりによるものも見られるので、その要因を分析し、予算要求に反映させること。

また、決算審査特別委員会や予算審査特別委員会、監査委員から指摘のあった事項については、的確に予算へ反映させること。

(3) 各種制度の把握

国や県の政策・施策の実施状況や予算編成の動向、制度改正など情報収集に努め、新たな情報を得た場合には、その内容や財源構成を正確に把握・検証し、予算要求に反映させること。また、適時財政課へ情報提供すること。

特に、次の2点に留意すること。

ア 他の事業や部署に影響を及ぼすものについては、計上漏れや重複計上にならないよう、関係部署と十分協議すること。(国・県補助金等を他部署の事業に充当する場合も関係部署と調整すること)

イ 予算要求後の変更については、速やかに財政課と協議すること。

制度改正に伴う増額や減額が生じる場合、既に計上している要求額で安易に相殺することなく、増減額を明確にすること。

5 特別会計及び企業会計

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる健全化法）が施行されて以降、公営事業会計（国保、介護保険など）や公営企業会計（水道、下水道、地域開発など）まで対象を広げた連結ベースの財政指標が財政健全化の判断指標となっている。財政健全化は、全ての会計に共通したものであり、特別会計及び企業会計も例外ではない。

このため、特別会計及び企業会計についても、一般会計に準じて、予算編成方針の趣旨をよく理解し、予算編成を行うこと。

特に、企業会計については、策定済の「経営戦略」に基づき、経営の基本原則である経済性と公共性の調和、独立採算の徹底を図り、経営の合理化・効率化を積極的に推進すること。

一般会計からの繰出しについては、法令等による負担割合や繰出基準に基づく繰出しのみを原則とする。やむを得ず基準外の繰出しを必要とする場合でも、先ず収入確保・支出削減に向けた具体策に取り組んだ上で、要求額を最小限に圧縮・抑制すること。

6 その他留意事項

（1）財政課ヒアリングの実施

予算要求締め切り後、財政課ヒアリングを実施する。

全件個別査定を行うので、ヒアリング時に十分な説明ができるよう資料等を整理すること。

特に、影響が大きい普通建設事業、総合計画・実施計画に位置付けられている事業、政策的な判断が必要とされる事業等については、詳細な聴取を行うとともに、別途予定の市長査定時に説明できるよう資料等を準備すること。

また、地方創生のための「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」に繋がる本市独自の創生事業についても、詳細な説明を求める。

各所属で事業の優先順位付け・絞り込みが十分でない場合や、総合計画・実施計画に位置付けのない事業を新規に予算計上している場合は、特に詳細な聴取を行う。

（2）特定目的基金、ふるさと寄附金の活用

果実運用型基金に分類される「地域振興基金」や「地域福祉基金」などは、基金条例の設置目的に照らし、積極的に運用益を活用すること。

※果実運用型基金…運用益（預金利子等）を財源等にするもの。

また、ふるさと納税制度が開始されて以来、受納した寄附金を「ふるさと応援基金」へ積み立て、翌年度以降に活用している。

平成31年度においても、引き続き活用する予定のため、寄附金の希望用途に沿った事業を検討すること。

■ふるさと寄附金の希望用途

- | | |
|---|-----------------|
| ア | 学校・文化施設の充実 |
| イ | 水産業・農業・商工業の充実 |
| ウ | 保健・医療・福祉の充実 |
| エ | 自然環境・廃棄物対策の充実 |
| オ | 港湾・道路・下水道整備等の充実 |
| カ | まちづくり施策の充実 |

(3) 債務負担行為と継続費

複数年度にわたる支出が発生する事業を予算計上する場合は、財政課と協議し、債務負担行為又は継続費を設定すること。

ア 債務負担行為

債務負担行為の限度額の設定は、当年度予算計上分を除くので、計上額に注意すること。

なお、既に設定している債務負担行為の継続分については、漏れのないように整理すること。

また、平成31年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられる予定のため、平成31年10月以降分の消費税率を10%として債務負担行為を設定すること。

イ 継続費

複数年にわたる建設事業については、継続費を設定する。

全体事業費と年割額、年度ごとの事業費、財源についての的確に整理すること。

(4) 消費税率変更への対応

平成31年10月1日から、消費税の税率が8%から10%に引き上げられることから、歳入歳出予算の消費税について、変更分を考慮し、予算計上すること。

また、経過措置により消費税率変更の影響を受けない場合もあるので、計画的に早期の実施・施工に努めること。